

障 第 1 8 7 4 号
平成 2 3 年 9 月 5 日

障害福祉サービス事業所管理者 様

千葉県健康福祉部障害福祉課長
(公印省略)

平成 2 3 年度職場実習・職場見学促進事業（職場見学促進）の実施について
このことについて、「千葉県障害者自立支援対策及び福祉・介護人材確保対策臨時特例基金事業に基づく一般就労移行等促進事業補助金交付要綱」に基づき、本県の事業として実施することになりました。

については、本事業の補助金の交付を希望する場合は、下記により補助金交付申請書を提出してください。

記

1 提出書類

- ①補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ②口座振替（送金）依頼書 ※ 過去に県から振込を受けたことがない場合のみ
- ③添付書類
 - ・ 職場実習・職場見学促進 事業計画書（職場見学促進）（別紙 1 - 2）
 - ・ 職場実習・職場見学促進事業 所要額調書（職場見学促進）（別紙 2 - 2）
 - ・ 事業に係る収支予算の抄本又はこれに準ずるもの（任意様式）
 - ・ 当該事業所の運営規程

2 提出期限

平成 2 3 年 9 月 3 0 日（金）

3 提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1

千葉県健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援室 中嶋 宛

4 留意事項

- (1) 事業を実施するにあたり、交付要綱等のおり要件を満たす必要があります。
- (2) 当該事業の補助金は精算払となります。（入金は平成 2 4 年 5 月頃を予定）
- (3) 提出に係る封書の宛名面に、「職場実習・職場見学促進事業」の旨、記載してください。

*電子データを希望する場合下記担当宛にメール下さい。

千葉県健康福祉部障害福祉課 地域生活支援室 担当：中嶋 TEL：043-223-2336 FAX：043-222-4133 Mail：k.nkjm30@pref.chiba.lg.jp

平成23年度 職場実習・職場見学促進事業（職場見学促進）について

【目的】

職場実習等は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援利用者等が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものである。

このため、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して、障害者が雇用されている企業見学を実施した場合、その費用に対して助成を行い、職場実習等の受入先の確保を促進する。

【補助対象事業】

補助金の交付対象となる事業は、以下に該当し、知事が適当と認めた促進事業とする。ただし、平成23年度中に実施した事業とする。

障害者就業・生活支援センター等の協力を得て行う、障害者が雇用されている企業見学の実施に必要な旅費や需用費（消耗品費）、交通費などに対して補助を行う。

ただし、参加対象は当該事業所の利用者及びその家族とし、1回あたりの参加人数が5人以上で実施した場合を対象とする。

【補助対象事業者】

就労移行支援事業者
就労継続支援A型事業者
就労継続支援B型事業者

【補助単価】

企業見学1回あたり、20千円以内

『参 考』

職場実習・職場見学促進事業に関するQ&A

【職場見学促進】

- Q 1 本事業の助成対象事業所の利用者本人が、職場見学を行い、助成を受けた場合、当該職場見学は報酬対象（施設外支援）となるか。
- A 1 本事業の助成対象事業所の利用者本人が、職場見学を実施し、本事業の助成を受けた場合でも、報酬対象（施設外支援）となる。
（職場見学に必要な旅費、資料作成費、交通費等の単発的な経費を想定しているため）
- Q 2 職場見学を、同一年度に別の企業にて実施した場合、2回目以降も助成対象となるか。
- A 2 お見込みのとおり。